

景観法・飯田市景観条例による届出の適用除外

● 次に掲げる行為は届出を要しない

◎景観法第 16 条第 7 項、景観法施行令第 8 条から第 10 条まで【抜粋】

● 通常管理行為、軽易な行為その他の行為

- (1) 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- (2) 仮設の工作物の建設等
- (3) 次に掲げる木竹の伐採

- ① 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
- ② 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ③ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- ④ 仮植した木竹の伐採
- ⑤ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

- (4) その他、次に掲げる行為

- ① 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ② 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - ・ 建築物の建築等
 - ・ 工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。）の建設等
 - ・ 木竹の伐採
 - ・ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（高さ 1.5m 以下のものを除く。）
 - ・ 特定照明
- ③ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - ・ 建築物の建築等
 - ・ 高さが 1.5m を超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
 - ・ 用排水施設（幅員が 2 m 以下の用排水路を除く。）又は幅員が 2 m を超える農道若しくは林道の設置
 - ・ 土地の開墾
 - ・ 森林の皆伐
 - ・ 水面の埋立て又は干拓

● 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

● 景観重要建造物について、景観法第 22 条第 1 項の規定による許可を受けて行う行為

◎飯田市景観条例 第 9 条第 5 項【抜粋】

● 仮設の建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

● 農林漁業を営むために行う土地の形質の変更（規則で定める行為を除く。）

● 農林漁業を営むために行う森林の皆伐（飯田市緑の育成条例第 15 条第 1 項に規定する指定植物の皆伐を除く。）

● 屋外における物件の堆積で、次に掲げるもの

- (1) 農林漁業を営むために行うもの

(2) 堆積の期間が 30 日を超えて継続しないもの

● 農林漁業を営むために行う水面の埋立て又は干拓（飯田市緑の育成条例第 15 条第 1 項に規定する指定植物に係る行為を除く。）

● 公共的団体（景観整備機構）が行う行為

● 法令の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為のうち、景観の育成のための措置が講じられるもの

(1) 文化財保護法第 43 条の 2 第 1 項又は第 127 条第 1 項の規定により届け出て行う行為及び同法第 143 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき許可を受けて行う行為

(2) 森林の保健機能の増進に関する特別措置法第 6 条第 1 項に規定する森林保健機能増進計画（森林法第 11 条第 5 項（同法第 12 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けたものに限る。）に従って行う行為

(3) 土地区画整理法第 4 条第 1 項の規定による認可を受けた土地区画整理事業の施行として行う行為及び同法第 3 条第 2 項に規定する土地区画整理組合が土地区画整理事業の施行として行う行為

(4) 自然公園法第 10 条第 3 項又は第 16 条第 3 項の規定による認可を受けて行う行為及び同法第 33 条第 1 項の規定により届け出て行う行為

(5) 都市再開発法第 7 条の 9 第 1 項の規定による許可を受けた第 1 種市街地再開発事業の施行として行う行為及び同法第 8 条第 1 項に規定する市街地再開発組合が第 1 種市街地再開発事業の施行として行う行為

(6) 都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けて行う行為

(7) 飯田市景観条例第 29 条第 1 項の規定により届け出て行う行為

(8) 長野県立自然公園条例第 6 条の 3 第 3 項の規定による認可又は第 8 条第 1 項の規定による許可を受けて行う行為及び同条例第 20 条第 1 項の規定により届け出て行う行為

(9) 長野県自然環境保全条例第 10 条第 3 項の規定による許可を受けて行う行為

(10) 文化財保護条例（昭和 50 年長野県条例第 44 号）第 13 条第 1 項（第 34 条において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けて行う行為及び同条例第 14 条第 1 項（第 29 条及び第 34 条において準用する場合を含む。）又は第 27 条第 1 項の規定により届け出て行う行為

(11) 飯田市文化財保護条例の規定により許可を受けて行う行為又は届け出て行う行為

● 飯田市緑の育成条例第 11 条又は同条例第 13 条において定める行為

(1) 公共性が特に高い事業の実施に係る行為

・都市緑地法施行令第 3 条各号に掲げるもの（電気供給又は電気通信のための施設の建設等を除く。）

(2) 非常災害のため必要な応急措置として行われる行為

(3) 飯田市緑の基本計画に定められた緑地の保全に関して必要とされる施設の整備に関する事項に従う行為

(4) 都市緑地法第 24 条第 1 項の管理協定に定められた当該管理協定区域内の緑地の保全に関して必要とされる施設の整備に関する事項に従う行為

(5) 都市緑地法第 55 条第 1 項又は第 2 項の市民緑地契約において定められた当該市民緑地内の緑地の保全に関して必要とされる施設の整備に関する事項に従う行為

(6) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

・都市緑地法施行令第 4 条各号に定めるもの（電気供給又は電気通信のための施設の建設等を除く。）

飯田市土地利用調整条例による届出の適用除外

● 次に掲げる行為は届出を要しない

- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為
 - ・ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 仮設の建築物の建築等又は工作物の建設等
- 農林漁業を営むために行う土地の形質の変更（規則で定める行為を除く。）
- 屋外における物件の堆積で、次に掲げるもの
 - (1) 農林漁業を営むために行うもの
 - (2) 堆積の期間が 30 日を超えて継続しないもの
- 国の機関若しくは地方公共団体又は公共的団体（景観整備機構）が行う行為
- 法令の規定に基づき許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為
 - (1) 文化財保護法第 43 条の 2 第 1 項又は第 127 条第 1 項の規定により届け出て行う行為及び同法第 143 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき許可を受けて行う行為
 - (2) 森林の保健機能の増進に関する特別措置法第 6 条第 1 項に規定する森林保健機能増進計画（森林法第 11 条第 5 項（同法第 12 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けたものに限る。）に従って行う行為
 - (3) 土地区画整理法第 4 条第 1 項の規定による認可を受けた土地区画整理事業の施行として行う行為及び同法第 3 条第 2 項に規定する土地区画整理組合が土地区画整理事業の施行として行う行為
 - (4) 自然公園法第 10 条第 3 項又は第 16 条第 3 項の規定による認可を受けて行う行為及び同法第 33 条第 1 項の規定により届け出て行う行為
 - (5) 都市再開発法第 7 条の 9 第 1 項の規定による許可を受けた第 1 種市街地再開発事業の施行として行う行為及び同法第 8 条第 1 項に規定する市街地再開発組合が第 1 種市街地再開発事業の施行として行う行為
 - (6) 長野県立自然公園条例第 6 条の 3 第 3 項の規定による認可又は第 8 条第 1 項の規定による許可を受けて行う行為及び同条例第 20 条第 1 項の規定により届け出て行う行為
 - (7) 長野県自然環境保全条例第 10 条第 3 項の規定による許可を受けて行う行為
 - (8) 文化財保護条例（昭和 50 年長野県条例第 44 号）第 13 条第 1 項（第 34 条において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けて行う行為及び同条例第 14 条第 1 項（第 29 条及び第 34 条において準用する場合を含む。）又は第 27 条第 1 項の規定により届け出て行う行為
 - (9) 飯田市文化財保護条例の規定により許可を受けて行う行為又は届け出て行う行為

飯田市屋外広告物条例による届出の適用除外

● 次に掲げる行為は届出を要しない〔抜粋〕

- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 通常管理行為、軽易な行為その他の行為
 - ・ 広告物等の汚染、たい色、はく離又は破損その他により、塗装又は部材の更新その他の修繕による原状回復を行う行為（色彩の変更又は材料若しくは形態意匠の変更その他の変更を伴わないものに限る。）で行為の対象の面積が 10 m²を超えない行為
- 次に掲げるものを表示し、設置し、又は改造する行為
 - (1) 公職選挙法その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの
 - (2) 法令の規定により表示又は設置を義務づけられたもの
 - (3) 自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等に表示するもの（表示面積の合計 10 m²以下。景観育成基準に適合するものに限る。）
 - (4) 祭典その他慣例上使用するもの（祭典その他年中行事等のためにするもの）
 - (5) 一時的又は仮設的なもの（表示期間及び責任者の住所及び氏名を 25cm²の範囲内に明示したもので、表示期間 30 日を超えないもの）
 - (6) 営利を目的としないもの（交通安全、公衆衛生、水火災予防その他公益に関する宣伝告知のためのもの。会合その他催物に関するもの。はり紙、はり札、立看板、広告旗及び広告幕類。報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件など。）
- 国、地方公共団体又は公共的団体（景観整備機構）が行う行為